

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（法律問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43647">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43647</a>

土地關係法令集(地主聯合會)

一九六九年五月七日

94/5/7

土 地 関 係 法 令 集 ( 追 錄 )

沖縄市町村軍用地地主会連合会

一、陸戰の法規慣例に關する条約

二、契約権（民政府布令九十一号）

三、土地收用令（民政府布令一〇九号）

11

7

## 陸戦の法規慣例に関する規則

（第一款、第二款省略）

一九〇七年十月十八日 ハーリグで調印  
一九一一年十一月六日 批准  
同年十二月十三日 批准書寄託  
一九一二年一月十三日 公布

### 陸戦の法規慣例に関する規則

#### 第三款 敵国の領土に於ける軍の権力

第四十二条（占領地域）一地方にして事實上敵軍の権力内に帰したるときは、占領せられたるものとす。

占領は右権力を樹立したる且之を行使し得る地域を以て限とす。  
第四十三条（占領地の法律の尊重）國の権力が事實上占領者の手に移りたる上は、占領者は、絕對的の支障なき限り占領地の現行法律を尊重して、成るべく公共の秩序及び生活を回復確保する為施し得るべき一切の手段を尽すべし。

第四十四条（情報の供与）交戦は、占領地の人民を強制して他方の交戦者の軍又は其の防禦手段に付情報を供与せしむることを得ず。

第四十五条（宣誓）占領地の人民は、之を強制して其の敵国に対し忠誠の誓を為さしむることを得ず。

第四十六条（私権の尊重）家の名譽及権利、個人の生命私有財産並宗教の信仰及其の遵行は、之を尊重すべし。

私有財産は之を没収することを得ず。

第四十七条（掠奪の禁止）掠奪は之を嚴禁す。

第四十八条（租税その他の徵收）占領者が占領地に於て國の為に定められたる租税、賦課金及通商税を徵收するときは、成るべく現行の賦課規則に依り之を徵收すべし。此の場合に於ては、占領者は、國の政府が支弁したる種度に於て占領地の行政費を支弁するの義務あるものとす。

第四十九条（取立金）占領者が占領地に於て前条に掲げたる税金以外の取立金を命ずるは、軍又は占領地行政上の需要に応ずる為にする場合に限るものとす。

第五十条（連座罰）人民に対しては、連帶の責ありと認むべからざる個人の行為の為、金銭上其他の連座罰を科することを得ず。

**第五十一条** (取立金の徵収方法) 取立金は、總て総指揮官の命令書に依り、且つ其の責任を以てするに非されば、之を徵収することを得ず。取立金は、なるべく現行の租税賦課規則に依り之を徵収すべし。一切の取立金に対しては、納付者に領收証を交付すべし。

**第五十二条** (徵發と謀役) 現品徵發及謀役は占領軍の需要の為にするに非されば、市区町村又は住民に對して之を要求することを得ず。徵發謀役は地方の資力に相應し、且人民をして其の本国に對する作戦動作に加うるの義務を負はしめざる性質のものたることを要す。

右徵發及謀役は、占領地方に於ける指揮官の許可を得るに非されば、之を要求することを得ず。現品の供給に對しては、成るべく即金にて支払ひ然らざれば領收証を以て之を證明すべく、且成るべき速かに之に對する金額の支払を履行すべきものとす。

**第五十三条** (國有動産) 一 地方を占領したる軍は、國の所有に屬する現金基金及有価証券、貯蔵兵器、輸送材料、在庫品及糧秣その他總て作戦動作に供することを得べき國有動産の外之を押收す

ることを得ず。海上法に依り支配せらるる場合を除くの外、陸上海上及空中に於て報道の伝送又は人若くは物の輸送の用に供せらるる一切の機関、貯蔵兵器其の他の各種の軍需品は私人に屬するものと雖、之を押収することを得。但し、平和克後に至り、之を還付し、且之が賠償を決定すべきものとす。

**第五十四条** (海底電線) 占領地と中立地とを連結する海底電線は絶対的の必要ある場合に非されば、之を押収し、又は破壊することを得ず。右電線は、平和克後に至り之を還付し且之が賠償を決定すべきものとす。

**第五十五条** (國有不動産) 占領国は、敵國に屬し且占領地に在る公共建物不動産、森林及農場に付ては、其の管理者及用益権者たるに過ぎざるものなりと考慮し、右財産の基本を保護し、且用益権の法則に依りて之を管理すべし。

**第五十六条** (公用建設物) 市区町村の財産並國に屬する者と雖宗教、慈善、教育、技芸及學術の用に供せらるる建設物は、私有財産と同様に之を取扱ふべし。

右の如き建設物、歴史上の記念建造物、技芸及学術上の製作品を故意に押収、破壊又は毀損することは、總て禁ぜられ且つ訴追せらるべきものとす。

一九五二年十一月一日琉球列島米国民政府布令第九十一号

発止 一九五九年二月十二日布令一〇号

一 米国政府の必要とする土地及び財産の所有並びに占有を有効ならしめることは、米国政府及び琉球列島並びに米国国民及び琉球住民の保全上望ましいことであり、且つ、適宜の策である。

二 米国政府は、右の目的で一九五〇年三月一日以降占有してきた財産の民間所有者に対する補償金の支払いを考慮している。

三 琉球政府及び米国政府は、琉球政府の任務とこれに対する補償に関する、ここに契約書 D A 九二一三二〇一 F E 〇一一四八の契約を締結する。その規定は、米国政府の取得すべき土地の法律上の所有者の決定、土地賃借についての地主との交渉、地主と琉球政府間の借地契約書の作成とその実施、琉球列島米国民政府から受領する金額の受領証発行、琉球政府から米国政府へ転貸する契約とその実

施、及び以後の年額土地使用料の支払いをなすことである。

四 よつて、琉球政府行政主席に對し、次の事務を遂行し、且つ、責任を負う権限を附与し、これを行うことを命ずる。

1 琉球政府の名義で米国と契約書 D A 九二一三二〇一 F E 〇一一四八号の契約を締結し、その目的を達成するため必要な次の各

項及びその他の事項を遂行すること。

(1) 契約書 D A 九二一三二〇一 F E 〇一一四八号及び別紙賃借契約書の書式によつて、前記の主なる賃借契約を完遂する上に必要な程度に、個々の地主と琉球政府間の賃借契約を作成し、実施し、交付し、及び、琉球政府が堅くこれを守ること。

(2) 米国政府の代理をつとめる沖縄エンジニアが要請する土地及び財産に關する琉球政府及び米国間の主なる賃借契約書を英文及び和文で作成し、実施し交付すること。

(3) 契約書 D A 九二一三二〇一 F E 〇一一四八号に基いて支払べきもので支払期間の到達した土地使用料の申告書又は明細書を作成し、證明し、及び米国政府へ提出すること。

五

琉球政府行政主席は、本計画の実施に關する一切の事項について行政主席に対する責任を負う代行機關としての権限を有し、且つ、全勤務時間を事務の遂行に於ける適當な係官を任命することができる。

六

琉球政府は、琉球列島米国民政府から予算額の前渡しを受ける前に、賃主に対して使用料の支払いをしてはならない。

七

琉球政府は、この資金で本計画の実施のために見返り資金から立替払われるものであるため、米国民政府から支払いを受けたときは、これを琉球列島米国民政府資金係専校へ払戻さなければならぬ。

この計画の実行に要する諸経費については、琉球政府は、別個

の会計を設けなければならない。

この命令は、一九五二年六月一日から実施する。

土 地 収 用 命 一九五三年四月三日琉球列

島国民政府布令一〇九号

改正

一九五六年七月十日同第三号

廃止 一九五七年二月二十三日同布令百六四号

一九五三年四月二一日付 民政府布令第百九号を次のとおり改正する。

第一条 暫定的に又は無期限に必要とする土地の権利の取得に  
關しては、米國軍隊使用機關に代り沖繩管区工兵隊長が民政副  
長官の肯定の認可を得て、その処理にあたる。

第二条 特定の土地その他不動産の権利を取得すべきこと、及びそ  
の取得に關し所有者との協議で意見の一致をみることの不可能な  
ことが明確になつた時は、民政副長官は米國の名において次  
のとおり処理せしめる。

- 1 当該土地又は不動産の所有者に収用の告知をなすものとし、  
該告知書には当該財産の識別、収得されるべき権利及び該権利取  
得の法的根柢（権限）を明示する。なお告知書には、当該財産の評定  
額並びに適正補償と認められる金額を明記し、且つ当該所有者は告  
知の日から三十日以内には米國の申し出を受諾するか又は拒否する  
かしなければならない旨を記載する。拒否する場合には、所有者は前  
記三十日以内に文書を以て民政副長官に訴願することができる。同期  
間に訴願しない時は、当事者として米國土地収用委員会に出廷する権  
利を放棄したものとみなす。訴願に対しても、公正価格及び適正補償に  
關する争点だけを決定する。この訴願は、米國が後記別段の規定に従  
い収用宣告を発する権利を阻害するものではない。
- 2 必要な土地の権利を協議により譲渡する場合には、当該土地又は  
不動産の管轄登記所に譲渡書類を提出して登記しなければならない。  
3 所有者が要求された土地その他の不動産上の権利を譲渡しないで  
本条第1号の告知後三十日を経過した時は、民政副長官は直ちに正式の  
収用宣告書を当該管轄登記所に提出させて登記し、且つ当該土地又は不  
動産の権利に対する適正補償として沖繩管区工兵隊長により決定された  
金額を所有者の名義で琉球銀行に供託させる。収用宣告書の登記及び補  
償金の供託により、米國は当該収用告知書及び宣告書に記載の土地その  
他の不動産上の権利を与える。

4 収用告知及び前記第二条第1項の規定により訴願を受理した時は、民政副長官はこれを第四条の琉球列島米国土地収用委員会に附託して、同委員会の権限の範囲内で争点の聽取、審理及び裁定をさせる。訴願の審理期間中に土地所有者は、その権利に対する供託金の七十五パーセントまでを引出すことができる。

5 民政副長官は収用権の行使による土地収用の事件を總て米国土地収用委員会に附託して、当該財産の価格及び適正補償について聽取、審理及び最終決定をさせることができる。

6 収用告知を発してから実際に権利を取得するまでの間に米国が土地その他の不動産を緊急に占有し且つ、使用する必要があることをライカム司令部が認めた時は、民政副長官は当該財産の明渡しを命令する。

第三条 沖縄管区工兵隊長は、賃借不動産物権を取得した場合は、適正賃借補償の標準を維持するために、適當な期間を定めて新規に当該賃借土地の評価を行い、収用宣告書を適当に改正して、以後の賃借補償を調整することができる。この改正の提出及び登記により当該収用宣告書に係る土地の賃借補償額が改変された時は

関係土地所有者は前記改正の提出及び登記期日後三十日以内に、改変された補償額について訴願書を提出することができる。この訴願については収用告知書が提出された場合の訴願に関する前述の規則及び制限規定をその儘適用する。

第四条 矢に琉球列島米国土地収用委員会を設置し、委員は琉球列島民政副長官の権限により任命する。委員の過半数を以て同委員会の定足数とする。委員会は、その順当且つ公正な運営を期するために必要と認める訴訟手続規則及び施行を採択し、その議事及び処置の公的且つ永久的な記録に必要な公文書を保管し、なお、事務の遂行に必要且つ適当な便宜を与えるものとする。

第五条 この布令の第二条第1号による訴願又は土地収用に関する既定の手続きによる訴願の有る無しに拘わらず、委員会は民政副長官から附託された全ての事件に係る財産の価格及び適正補償を決定する権限を有する。なお、委員会は審理を行い、適當な証拠を求め、証人を召喚し、且つ帳簿、記録及び文書を提出させる権限を有し、その他土地及び不動産を目的とする準司法機關及び記録

けて評価された補償については、同委員会による審理の結果及び裁定は、当該評価の対象となつた期間に關する限り、いかなる事件についても確定的且つ拘束的なものである。

第六条 委員会は審理及び裁定を行つた時は、その委細を文書にして民政副長官に提出し、民政副長官はその旨關係所有者及び沖縄管区工兵隊長並てに通知させる。工兵隊長は關係所有者の名義に立つた琉球銀行の供託金を調整する。

第七条 第二条第三項の特別会計供託金には、収用土地内の農作物墓、建造物その他の物件に対する損害補償を含める。

第八条 沖縄管区工兵隊長は、米国軍用予定地の権利取得に対する予備工作として調査もしくは測量を行うために市町村有地又は私有地に立入ることが必要又は急を要するものであると認めた場合において、当該土地の所有者もしくは占有者により任意の許可が与えられていない時は、いつでも該立入の許可及び権限を首席民政官に申請することができる。この申請の許可は首席民政官により文書を以て交付され立入、調査又は測量の法的権限を無儀で与える許可証としての効力を有する。

第九条 当該土地が前記第二条第一項に基く収用告知の対象になつた時又は米国政府もしくはその代行機関の占有に帰した時は、前条の申請及び許可は不要とみなす。

第十条 首席民政官への申請書には、収用計画の概要並びに収用予定地の大体の場所、地目及び見積面積を明示し、且つ、適當な見取図を添付するものとする。

第十一條 許可の上で交付された許可証の副本一部は關係市町村長に送付され、市町村長は直ちにその内容を当該土地の総ての占有者に伝達し又は伝達させるものとする。二名以上の占有者がいる場合においては、總て、關係所有者に対する一般告知を市町村役所及び土地柄價査的に公衆の注視をひく場所に掲示するだけで立入、調査及び又は測量の実施を該一般告知に指定した期日現在で合法的ならしめるに充分なるものとする。この発効期日は、市町村長への通知があつてから五日を経過した後でなければならぬ。

第十二条 家屋のある土地への立入りに際し、該家屋を占有している場合は、市町村長又はその代理人は事前に且つ直接その者に前条の告知書を手交しなければならない。

但し、調査官もしくは測量係官は如何なる場合においても、最初に当該家屋占有者の明白な許可を得ることなくして、日没後又は日出前に該住宅地に立ち入り又は居てはならない。

第十三条 調査もしくは測量の実施中、障碍物除去が当然必要であると認めた時は、管区工兵隊長又はその代理人が該障碍物の所有者又は市町村長にその旨三日前に予告した上で、該物件を撤去させることができる。

改正第一号及び第二号を廃止する。

この改正は一九五三年四月三日から効力を発する。

右副長官に代り公布する。

首席民政官  
米国陸軍准將

ヴォンナ・F・バージヤー